

一宮市消防団応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市において地域防災の要として活躍する消防団員に対し、優遇措置等を実施する消防団応援事業所等の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等
一宮市内の事業所その他の団体をいう。
- (2) 一宮市消防団応援事業所
市長が、優遇措置等を実施することにより消防団活動を支援する事業所等として登録し、一宮市消防団応援事業所表示証を交付した事業所等(以下「消防団応援事業所」という。)をいう。
- (3) 一宮市消防団応援事業所表示証
前号の規定による登録をした事業所等に交付する表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 一宮市消防団応援事業所利用証
消防団員が、消防団応援事業所を利用する際に提示する利用証(以下「利用証」という。)をいう。
- (5) 優遇措置等
商品等の割引、購入ポイントの割増、その他のサービスをいう。

(登録申請)

第3条 消防団応援事業所として登録を受けようとする事業所等は、次の各号の基準に従い一宮市消防団応援事業所登録申請書(様式第1号)により、市長に申請し、その登録を受けるものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置期間が、連続して6ヶ月以上であること。
- (3) 優遇措置等を受ける消防団員は、地区別、分団別等に関係なく、全一宮市消防団員を対象とすること。
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例を遵守すること。
- (5) 各種法令等に違反していないまたはそのおそれがないこと。
- (6) 対面販売を前提としていること。

(審査及び表示証の交付)

第4条 市長は、第3条の規定による申請があり、登録が適当であると認められるときは、第3条に規定する登録をするとともに、当該申請をした事業所等に、一宮市消防団応援事業所認定通知(様式第1号)及び表示証を交付するものとする。

2 前項に規定する登録は、一宮市消防団応援事業所登録台帳(様式第2号)により管理するものとする。

(公表)

第5条 市長は、第3条に規定する登録を行ったときは、別に定めるところにより、その旨を公表することができるものとする。

(登録の変更、取下げ及び抹消)

第6条 第3条に規定する登録を受けた事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置等を廃止しようとするときは、一宮市消防団応援事業所登録内容変更・廃止申請書(様式第3号)により、市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 市長は第6条に規定する当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置等の廃止の申請がなされた時は、別に定めるところにより、その旨を公表する。

4 市長は、消防団応援事業所が虚偽その他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は消防団応援事業所として登録が適当でないと認めるときは、当該登録を抹消することができる。

(表示証の返納)

第7条 第6条の規定により登録を抹消された消防団応援事業所は、速やかに、表示証を返納しなければならない。

(利用証の提示)

第8条 消防団員は、消防団応援事業所から優遇措置等の提供を受ける場合には、利用証を提示しなければならない。

2 消防団応援事業所は利用証提示者に対して、本人であることを証する資料(運転免許証、保険証等)の提示を求めることができる。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、一宮市消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、一宮市消防団応援事業所登録申請(様式第1号)の受付については、平成28年1月1日より実施できるものとする。

一宮市消防団応援事業所登録申請書

令和 年 月 日

一宮市長あて

当事業所は、要綱第3条の規定に従い、一宮市消防団応援事業所としての登録を申し込み、下記のとおり一宮市内の消防団員に優遇措置等を提供することにより、消防団員を応援します。

ふりがな			
店舗・事業所名称	※		
所在地	※一宮市		
ふりがな			
代表者氏名			
担当者氏名			
電話番号	※() —		
FAX番号	() —		
E-mail	@	HP	http://www
提供いただける優遇措置等の内容	対象	備考	業種
※	※	※	

（太線内だけ記入してください 記入例：裏面参照）

※印については市ホームページ等に掲載させていただきます。

E-mail・FAXでの提出可。到着後、こちらから電話にて連絡いたします。

宛先：一宮市消防本部総務課消防団担当

TEL：0586-72-1193 FAX：0586-71-1191 E-mail:f-somu@city.ichinomiya.lg.jp

一宮市消防団応援事業所認定通知

一宮市消防団応援事業実施要綱第4条に基づき応援事業所として認定します。

登録番号 一宮市消防団応援事業所 第 号

令和 年 月 日
一宮市長 中野 正康

(記入例)

提供いただける優遇措置等の内容	対 象	備 考	業種
購入金額の○%割引	利用証提示者	一部商品は除く。	M
お食事料金の○%割引	利用証提示者を含む団体全員	ランチは対象外	M
ドリンク一杯無料サービス	利用証提示者を含む団体全員	一人様 3,000 円以上の飲食に限る。	M
ボウリングワンゲーム無料	利用証提示者を含む団体全員	3 ゲーム以上プレイした方に限る。	N
ポイント 2 倍	ポイントカードを有する利用証提示者	500 円以上購入に限る。	I
粗品進呈	利用証提示者 1 名及び同伴家族 2 名まで	お食事いただいた方に限る。	M
全品 50 円引き	利用証提示者 1 名につき、同伴者 2 名まで	他のサービス券等は併用不可	M
入浴料金半額又は割引	利用証提示者及び同伴家族	土日祝祭日は除く。	N

業 種

A 農業、林業
B 漁業
C 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業
E 製造業
F 電気、ガス、熱供給、水道業
G 情報通信業
H 運輸業、郵便業
I 卸売、小売業
J 金融業、保険業
K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業
P 医療、福祉
Q 複合サービス業
R サービス業
T 分類不能の産業

一宮市消防団応援事業所登録内容変更・廃止申請書

一宮市長あて

所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

登録番号 第 _____ 号

次のとおり、一宮市消防団応援事業所登録 ^{内容変更} _{廃止} を申請します。

以下の欄は変更する部分のみをご記入下さい。廃止の場合は記入の必要はありません。

ふりがな			
店舗・事業所名称			
所在地	一宮市		
ふりがな			
代表者氏名			
電話番号	()	-	
FAX番号	()	-	
E-mail	@	HP	http://www
提供いただける優遇措置等の内容	対象	備考	業種

※E-mail・FAXでの提出可。到着後、こちらから電話にて連絡いたします。

宛先：一宮市消防本部総務課消防団担当

TEL：0586-72-1193 FAX：0586-71-1191

E-mail:f-somu@city.ichinomiya.lg.jp